

2024年6月1日

医療法人財団医親会

## 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

当法人は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。なお、本行動計画書は東京労働局長宛に提出し、承認をいただいております。

1. 計画期間 2024年6月1日～2029年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：当法人の制度の理解を促し、対象職員が安心して妊娠、出産、育児休業を取得し、安心して復職できる職場環境を維持する。

#### <対策>

- 不妊治療を業務外傷病治療とし、「不妊治療連絡カード」提出者に関して、1日につき30分単位で2時間までの遅刻早退を認める制度の継続。
- 対象者と組織長に対して産前休職前にママン＆パパンの手引きく出産予定の方へを活用した、制度や手続き等に関する説明の継続実施。
- 各診療所の産業看護職、人事担当者による相談窓口の継続実施。

目標2：計画期間内の職員の育児休業取得率を、男女を問わず正職員は100%を継続するとともに、非常勤職員75%以上を目指す。

#### <対策>

- 育児休業中の職員への定期的な情報提供の継続
- 育児休業中の職員への所属長による定期的なフォローアップの実施

目標3：所定外労働時間の一人当たり月平均時間を4時間以内とする。

#### <対策>

- 残業時間の定期的なモニタリングと、職員（特に管理職）への時間管理に関する説明会等の実施

以上